

# ハンガリーにおける第二次経済改革

MORITA, Tsuneo / モリタ, ツネオ / 盛田, 常夫

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

114

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

1985-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00018344>

- [17] Morita, T., "Ownership, Controllability, and Equality in Socialist Economy: Analytical Framework and Some Observations on Hungarian Reforms", *Acta Slavica Iaponica*, Tomus II, 1984, The Slavic Center, Hokkaido University.
- [18] 盛田常夫「社会主義における計画と市場」, 『経済』1981年2月号。
- [19] 盛田常夫「ハンガリーの所得政策」, 『社会労働研究』第28巻第3・4号, 1982年。
- [20] 盛田常夫「信用経済化へ進むハンガリー」, 『エコノミスト』1985年6月11日号。

- párt munkájáról és a további feladatokról, *Társadalmi Szemle*, 1985. 4. sz.
- [ 4 ] Havasi Ferenc, Gazdaságpolitika, életszínvonal-politika, *Társadalmi Szemle*, 1985. 4. sz.
- [ 5 ] Kádár János vitaösszefoglalója, *Társadalmi Szemle*, 1985. 4. sz.
- [ 6 ] Madarasi Attila, A vállalati jövedelemszabályozásról, *Pénzügyi Szemle*, 1984. 12. sz.
- [ 7 ] Surányi Imréné—dr. Járai Zsigmond, A kötvényről, *Pénzügyi Szemle*, 1985. 2. sz.
- [ 8 ] Dr. Egyeny Géza, A pénzügyi rendszer továbbfejlesztése, *Pénzügyi Szemle*, 1985. 3. sz.
- [ 9 ] Hitelpolitikánkról, *Pénzügyi Szemle*, 1985. 4. sz.
- [10] Sári József, Bankrendszer—hosszabb távon, *Gazdaság*, 1984. 4. sz.
- [11] Ferge Zusza, A szegénység társadalmi megítélése, *Valóság*, 1985. 1. sz.
- [12] Vállalati bérlétszabályozás 1985. évre, *Munkaügyi Szemle*, 1985. 1. sz.
- [13] *Magyar Közlöny*, különszam, Lezárva: 1984. december. 15.
- [14] *Gazdaságirányítás 1985*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, 1984.
- [15] Kálmán György, *A magyar gazdaságirányítás joga*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, 1982.
- [16] Illés Mária—Ott György, *Bérfejlesztés—bérgazdálkodás—nyereségérdekeltség*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó • Népszava Lap—és Könyvkiadó, 1983.

## 注

- (1) Havasi [ 2 ], 16. old..
- (2) Ugyanott, 19. old..
- (3) Ugyanott, 20. old..
- (4) Ugyanott, 21. old..
- (5) Ugyanott, 22. old..
- (6) [ 1 ], 4. old..
- (7) Ugyanott, 6. old..
- (8) Surányi—dr. Járai [ 7 ], 128. old..
- (9) [13], 120. old..
- (10) Sári [10], 46. old..
- (11) Havasi [ 4 ], 42. old..
- (12) Ugyanott, 36. old..
- (13) Ugyanott, 36~37. old..
- (14) Ugyanott, 38. old..
- (15) Ugyanott, 39. old..
- (16) Ugyanott, 38. old..
- (17) Ugyanott, 38. old..

## 参 考 文 献

- [ 1 ] Az MSZMP Központi Bizottságának 1984. április 17-i állásfoglalása a gazdaságirányítási rendszer továbbfejlesztésének feladatairól, *Társadalmi Szemle*, 1984. 5. sz.
- [ 2 ] Havasi Ferenc, A gazdaságirányítás továbbfejlesztése, *Társadalmi Szemle*, 1984. 5. sz.
- [ 3 ] A Magyar Munkáspárt XIII. kongresszusának határozata a

**第7作業委員会 地域発展と自治体の経済計画・  
経済規制および組織制度の発展**  
(主査: Cravero Róbert, Papp Lajos)

テ ー マ	担 当
1. 地域・自治体の計画化の主要な近代化方向	国家計画庁, 大蔵省, 県庁
1.1 国民経済計画水準の地域計画課題, 手段, 方法	閣僚評議会庁
1.2 国民経済計画および企業計画と県庁水準の地域計画との関係	建設・都市発展省
1.3 県, 市, 村の水準での計画化の分業, 関係, 調整	
1.4 地域・自治体の計画民主主義の発展	
2. 地域・自治体の経済規制制度の発展	国家計画庁, 大蔵省
2.1 経済規制制度の発展が地域発展におよぼす影響, 長期の地域発展の方向原理との調和	閣僚評議会庁 首都・県庁
2.2 一般的・特殊的地域規制, 行政的措置との調和の課題	
2.3 一般的経済管理規制制度が地域のインフラストラクチャーの発展や機能に及ぼす影響	
2.4 自治体の経済的自立性, 市の決定の金銭的基礎を強化する資金源泉, 配分, 利用のメカニズム	
2.5 自治体機関の機能の予算的発展, 中央の補助形態, 制度条件の格差の解消, 租税制度の発展から生じる課題	
2.6 自治体間の協力条件, 自治体の経済組織化・事業的役割の可能性と条件	
3. 自治体の組織的・決定制度の発展	国家計画庁, 閣僚評議会庁
3.1 政府管理の近代化の効果 (自治体にたいする)	首都・県庁, 大蔵省
3.2 自治体の組織制度にたいする行政の発展効果	建設・都市発展省
3.3 自治体機関と専門行政機関の関係	
3.4 中央と県・市庁の利害調整発展の組織的条件	

## 第6 作業委員会

### 経済管理における国民経済計画の地位と役割，計画化の発展方向

——管理システムと他の要素との相互関連に考慮して (主査: Hoós János)

テ ー マ	担 当
1. 経済管理における国民経済計画の地位・役割	国家計画庁
1.1 国民経済計画の社会的・政治的環境 経済政策の形成と実現における役割，権限，領域	
1.2 国民経済計画と決定・制度的システムとの関連 社会的参加の強化の方法	
1.3 直接的な国家の計画決定と経済規制との関連 計画と規制の関係，市場過程の誘導，経常的な政府の管理活動との関係	
2. 国民経済計画の発展方向，経済管理システムの全般的な近代化から生じる要請を考慮して	国家計画庁
2.1 計画化過程と方法の発展	
2.2 国民経済計画化組織の発展	
3. 企業計画化の発展の主要方向，これに関連した国家機関の課題	国家計画庁
4. 自治体の計画の発展方向	国家計画庁

第5作業委員会 利害調整メカニズム・機能・制度的条件の提案  
(主査: Rácz Albert)

テ ー マ	担 当
1. 経済管理システムにおける利害調整の地位・役割, 種々の水準における利害調整の社会・経済的条件および形態, 社会的効果, 利害調整に参加する機関の課題	大蔵省国家貸金・労働庁 国家計画庁, 労働組合全国評議会
2. 雇用・所得政策手段内部での利害調整メカニズムの構築 2.1 現存のマクロ・レベルでの利害調整制度の再検討 2.2 中級レベルの利害代表者の種々の見解, 利害調整内容にかんする提案 2.3 企業内部の利害調整システムの発展	国家貸金・労働庁, 国家計画庁 労働組合全国評議会
3. 社会・厚生サービスの供給に関連した利害調整課題	労働組合全国評議会 国家貸金・労働庁

**第4 作業委員会 企業と協同組合の管理・指導・組織制度の発展**  
(主査: Hetényi István)

テ ー マ	担 当
1. 企業分野の経営形態, 組織制度・条件の発展	大蔵省・法務省
1.1 企業評議会によって管理される企業の運営規則	
1.2 選挙された経営者によって管理される国営企業の運営, 法的枠組	
1.3 直接的な国家管理・自治体管理のもとにある企業範囲の決定	
1.4 近代化された企業管理形態と現存組織制度との調整プログラム	
——トラスト・大企業組織の再検討	
——姉妹企業と小企業の設置領域	
——企業内の事業形態の発展	
——法人・株式会社形態の適用条件	
2. 協同組合内部の組織形態の発展, 合理的規模構造の構築, 自主管理・集団的管理の発展	SZÖVOSZ, TOT, OKISZ 大蔵省, 法務省
3. 管理者選挙と管理者の利害関心制度の構築 (種々の企業・協同組合の経営形態における)	国家賃金・労働庁 大蔵省
4. それぞれの企業タイプに関連した監視内容の決定	大蔵省, 法務省, 産業部門省
——産業部門省, 自治体, 利益代表機関の課題の再編成	
——法的な監視制度, 監視の方法と手続き	
——企業監視の権限, 認可, 行政的課題の検討, 課題の新しい設定への提案	



**第3作業委員会 資本流動化と銀行活動の発展**  
(主査: Timár Máttyás)

テ ー マ	担 当
1. 経営組織の資本配置の現状と発展	大蔵省
1.1 利用されていない設備の検出方法とその利用の形態(売却, 移転, 賃貸など)にかんする規制の発展	大蔵省 産業部門省
1.2 経営組織への資本供給と増加を保障する方法および制度的条件の発展	大蔵省 利益代表機関
2. 企業間の資本流動化の可能な形態, 一時的ないし恒久的な資本移転の利害関心の発展	大蔵省
2.1 建物, 生産設備の賃貸の可能性の拡大	大蔵省
2.2 最終的な資本割当ての価値証券形態の発展, 流通条件の構築	大蔵省 ハンガリー国立銀行
3. 銀行活動とその制度的体系の発展	ハンガリー国立銀行
3.1 自立した発券銀行機能にかかわる課題の設定規則, 金融政策的管理の手段	ハンガリー国立銀行
3.2 商業銀行創出の枠組とプログラム, 利害関心と所得課税システム	ハンガリー国立銀行 大蔵省
3.3 利子率体系の近代化への提案	ハンガリー国立銀行
3.4 貨幣供給の近代化	ハンガリー国立銀行
4. 外国資本との協力発展, 国内外の制度的・利害条件	大蔵省

## 第2作業委員会 経済規制システムの発展

(主査: Hetényi István)

テ ー マ	担 当
1. 市場価格体系の構築の可能性と枠組 ——価格体系上の市場関係の貫徹の方法, 価格メカニ ズムの発展プログラム ——消費者価格の相対的变化, 補助廃止の価格体系上 の諸結果, 1984-87年の変化のプログラム	国家物財・価格庁, 大蔵省
2. 企業の課税制度と所得規制の近代化 2.1 利潤および利潤税水準の低下の可能性と概算, そ こから生じる価格体系上の変化の決定 2.2 企業課税の近代化, 国営企業における粗所得規制 適用の拡大, 特殊な利潤関心をもたない企業の規 制および課税形態 2.3 収入に統一的に課税される収入課税の導入提案	大蔵省 大蔵省 国家物財・価格庁 大蔵省 国家賃金・労働庁
3. 減価償却率の統一化と算定方法, 規則の発展, 減価 償却の中央集中化廃止の可能性	大蔵省
4. 資産にたいする利害関心を創出するための, 企業の 資産算定・記帳・評価システムの検討, 非物的財の 資産の簿記的評価の可能性, 固定ファンドと流動フ ォンドの区別の廃止の可能性	大蔵省
5. 取引税制度の近代化への提案, そのうち税率の統一 化, 負の取引税の削減とその漸次的プログラム	大蔵省
6. 個人所得税の一般的制度導入の提案, 必要な措置	大蔵省
7. 自治体経営と予算機関経営規則の近代化, 地域規制 と補助のメカニズムの近代化にたいする提案	大蔵省 国家計画庁

## 〈付録〉 改革作業委員会の課題と構成

### 第1 作業委員会 政府管理の持続的近代化

(主査: Csikós-Nagy Béla)

テーマ	担当
1. 経済競争の活性に役立つ政府の課題と制度条件 1.1 三つの主要市場の乖離から生じる市場監視の課題とその実行の手段体系および制度条件 1.2 国内外の商品流通規制における種々の（介入，競争促進など）基金の役割，その運用規則 1.3 市場組織を促進する企業の組織的発展の活動手段と方法	国家物財・価格庁 国際経済関係秘書課 対外貿易省 大蔵省 対外貿易省 対外貿易省 国家物財・価格庁
2. 輸出入経営の経常的管理に用いられる手段とその発展の可能性 2.1 行政的輸入規制廃止の条件とプログラム，市場条件に則した変更，証明・認可の弾力的運用の方法 2.2 輸出増進と輸入節約に役立つ個別的手段と指令の適用の可能性と条件	対外貿易省 国家物財・価格庁 対外貿易省 国家物財・価格庁 対外貿易省 国家物財・価格庁
3. コメコン諸国との経済・貿易関係の特殊性から生じる（一般的なものと異なる）組織・規制上の解決策 3.1 振替ルールに関する振替政策の特殊な要請と補足的な金融手段 3.2 閉鎖的構造の役割と領域（資本主義輸入の決済の可能性を含めて） 3.3 国家間協定の遂行を保障する規制・刺激制度の構築，利潤関心による国内の協力者との組織的解決	対外貿易省 大蔵省，ハンガリー国立銀行
4. 市場監視課題設定の組織形態と発展への提案 4.1 産業部門省間の調整課題，その実現手段，協同組合分野に適用できる方法 4.2 政府の介入領域，方法，政府レベルでの調整課題と手段，必要な予算措置とリスク分担規則の作成 4.3 危機的状況の処理の原理と特別な手段体系 4.4 経営組織間や经济管理機関にたいして生じる法的係争の処理の規制と制度的条件	国家物財・価格庁，対外貿易省 国家物財・価格庁，利益代表機関 国際経済関係秘書課，産業部門省 大蔵省 大蔵省 法務省 大蔵省

議論の余地がなく、「問題は、この認識の実践的諸帰結を引き出しうるか否かである」とし、「社会主義の環境においても、商品生産の諸法則を排除することも無視することもできない<sup>(17)</sup>」ことを強調している。

今党大会におけるこのハヴァシの発言は、明らかに今次の経済改革にたいする党指導部の考えを率直に述べたものである。これ以外に、このテーマにかんする議論は党大会ではみられない。社会主義の将来像をめぐる議論は、未だハンガリーでは本格的な論争主題になっておらず、今後に展開されるものと思われる。しかし、他方で党指導部はこの論争を回避しつつ、当面はプラクティカルに改革を進めようとしているようにもみえる。例えば、中央銀行の改革、商社の育成、商業金融の自由化、価格補助の抜本的削減、付加価値税の導入構想、個人所得税の導入などの一連の改革構想からは、対 EC 諸国との経営戦略を念頭においた構想がみえてくる。その結果として創出される経済システムが、伝統的社会主義像とどのように調和するのかしないのかの議論は、後まわしにされている。

これまでの改革構想から、重要な結論が導かれよう。それは、疑いもなく、1980年代後半からハンガリー経済が信用経済への道を歩みだしたことである。68年改革が半貨幣経済から全貨幣経済への転換であったとすれば、この80年代の改革はさらに信用経済への転換なのである。少なくとも、伝統社会主義では想定されていない状態である。こうした展開をどのように分析し、評価するかは、今後の重要な課題である。

今次の改革は、これまでにみた経済メカニズムや制度の変革だけでなく、企業内民主主義の改善や階層間の利害調整システムの設定など、幅広い領域にわたっている。しかし、本稿では、いわば水面下で展開されている経済メカニズムの変革に焦点をおいて、その内容をみた。今次のハンガリー経済改革の行方は、今後の東欧社会主義国の将来的発展を見通すうえで、さらにまた社会主義理念の現代的再検討をおこなううえでも、見逃すことのできない意義をもってくるだろう。

であり、当面は企業の真の自立を促す経済メカニズムを構築し、企業の予算制約をハードにしなければならないのである。その手段として、これまでの商品・貨幣関係だけでなく、信用関係をも積極的に活用して、伝統的な半貨幣経済的温情主義からの脱却を図る必要がある、というわけである。

しかし同時に、このことは伝統的社会主義のヴィジョンの再検討を要求する。この点でハンガリーの指導者たちがどのように考えているかは、必ずしも定かではない。ただ、党大会でのハヴァシの発言のなかに、この問題に触れたところがある。ハヴァシは経済改革をめぐる議論も必然的に社会主義にかんする観念と将来社会の構図にかかわってくることを明言し、革命的幻想から引き出された社会主義像が変わりつつあると述べている。「以前には、社会主義では経済発展が均等で、生活水準の上昇が間断なくすすみ、資本主義の政治的経済的な危機が社会主義社会に及んでこないと考えていた<sup>(14)</sup>」、「しかし、社会主義の道はこれまで考えていたよりも、平坦ではなく、はるかに揺れや失敗が多いものであることがわかった。したがって、幻想から自らを解放し、理念の真実性や達成可能性にかんするわれわれの思考を高めることは、何ら悪いことではなく、むしろ良いことである<sup>(15)</sup>」を述べ、社会主義像が今後とも再検討すべき課題として設定されている。

興味深いことに、ハヴァシは現存社会主義の発展段階についても触れている。彼はすべての社会主義国が自らの発展段階を推し測り、将来像を描くことを指摘し、「発達した社会主義の完成が長期の歴史的期間を要するものであり、社会主義国はその初期的段階にあるとの認識が、強まっている<sup>(16)</sup>」と述べている。そのことは、生産関係の発展についても、分配原理についても、社会主義的民主主義についても、政治的制度体系についてもいえることだと指摘している。この点は、ハンガリー労働者党の認識と将来改革の方途を考えるうえで重要である。さらに、社会主義のもとでの商品・貨幣関係については、すでにその関係の利用の是非については何ら

産者価格も消費者価格もともに計画より速いテンポで上昇した。1985年の上昇を見込むと、この5年間に生産者価格は31~32%上昇し、また消費者価格が38%上昇したが、平均所得の上昇は30%をやや超えるにすぎない。にもかかわらず、不合理な価格補助を大幅に削減することに成功しなかった。われわれはさらに2水準の価格体系構築の努力をすすめるものであり、1985年には消費者価格の上昇が生産者価格のそれを7%上回ることになろう<sup>(11)</sup>。ハヴァシの発言は戦後直後の傾斜生産的経済政策の反省に始まり、当時の資源集約型の生産構造が、後の経済の外延的発展政策にまで受け継がれ、経済構造の変革を遅らしてきたと論じている。70年代の対外経済環境の大変化に際しても、「経済政策は1979年にいたるまで、外延的発展経路の諸要素を維持し、旺盛な投資・成長を維持しながら、相対的に安定な価格を保持してきた。かくして、世界市場の変化が企業や住民に直接的な影響を及ぼすことはなかったのである<sup>(12)</sup>」。以後の政策は、投資抑制に努め、経済の体質改善に努めることに重点がおかれた。その結果、確かに経済成長が抑制され、対外債務が漸減している。しかし、基本的な問題は何かひとつ解決されていないのである。

「主要な問題は、成長抑制が必要な構造改善を伴っていないことである。効率が望まれるほどには向上していない。生産性は増大したが、労働の組織性は必要なほどには改善されなかったし、損失源泉の一掃（赤字企業の整理など——引用者）でも芳しい成果を得ることができなかった。投資削減において適切な選択が機能しておらず、効率や構造がほとんど変化していない。平均の実現期間が短縮されていないし、建設の計画性や組織性が改善されておらず、機械化の割合も低い。これらのことから、質的な変化がなければ、古い構造での投資が大きな割合を占める状態に戻ってしまうだろう<sup>(13)</sup>」。したがって、この80年代後半においてどれほどの国民経済の体質改善が達成されるかは、今後の発展にとって死活的な意味をもっているのである。このためには、かなり抜本的で思い切った改革が必要

理・支配する支配銀行・機関が、いわば第3レベルになるというわけである。

すでに部分的には、この第2レベルに相当する銀行が、国立銀行の管理下のもとで実際的に機能している。したがって、それらの銀行の権限を強化して、経営的にも自立的に機能させ、他方で国立銀行の支配領域を狭めることによって、2レベルあるいは3レベルの銀行制度が比較的容易に構築されるように思われる。この問題は1990年までには決着がつくであろう。

#### 4. ハンガリー経済改革の前途 —— 結びに代えて

79/80年価格改革、81年に始まる為替レート的一本化と週単位の変動相場制の実施、82年からの自由化され奨励されるようになった個人営業と小規模生産の拡大、83年の企業向け公社債発行、84年の個人向け公社債発行などの80年代前半における一連の改革を踏まえ、今次の改革が構想されてきた。80年後半のハンガリーは、今年を出発年とする第二経済改革の段階に入った。これまでの考察にもとづいて、この第二次経済改革の前途と意義について、考えてみたい。

68年改革がそうであったように、今次の改革もまた、ハンガリー経済をめぐる厳しい対外環境の認識のうえに構想されている。もともと自然資源に乏しく、これといった工業もないハンガリーにとって、現代の世界市場を生きぬくことは、並大抵の努力ではすまない。とくに、対西側の累積債務を削減し、安定した対外貿易を展開できない限り、経済成長も、したがってまた生活水準の上昇もありえない。

今党大会でハヴァシが率直に発言しているように、第6次5カ年計画の諸目標は、ほとんど達成されずに終わった。例えば、生活水準に直接関連する物価面の状況は、次の通りである。「第6次五ヶ年計画期間では、生

表 7 提案された銀行制度

所有形態 レベル	全人民所有 (国有)			集 団 所 有	外国資本 ならびに 混合所有
第 1 レベル	発券銀行 (中央銀行)				
第 2 レベル	1. 一般商業 銀行 (全国 銀行)	2. 専門金融 機関 a) 国家投資 開発銀行 b) 有価証券 ・資本流通 銀行 c) 建設・住 宅建築銀行 d) 輸出入銀 行 e) 外国貿易 銀行 f) 手形交換 ・決済銀行 g) 金融機関 本部	3. 全国中央本部 a) 貯蓄銀行 および地域 共同銀行全 国本部	b) 貯蓄・信 用協同組合 全国本部	a) 合併 金融機 関 b) 外国 銀行の 支店お よび姉 妹店
第 3 レベル	a) 地域一般 商業銀行 b) 一般商業 銀行の支店 ・姉妹店	a) 地域専門 金融機関 b) 専門金融 機関の支店 ・姉妹店	地域貯蓄銀行 および地域共 同銀行	a) 貯蓄・信 用協同組合 b) 相互扶助 貯蓄銀行 c) 小 銀 行 (企業連合 銀行) d) 協同組合 連合銀行	

(出所) Sári [10], 51. old. を簡単化したもの。

立銀行以外の銀行・金融機関は、専ら商業ベースで営業するものと、一定の国家補助を受けつつ、特化された領域で国の政策を助けていくものがある。この後者の場合でも、採算を十分に考慮することが要求される。また、今後予想される専門協同組合がつくる金融機関や、企業ないし企業グループの専門金融機関は、やはり国立銀行やその他の銀行・金融機関と商業ベースで取引するものになる。これらの第2レベルの銀行・金融機関が管



信用を授受する機能の分化はどうなっているだろうか。この点については、国立銀行自身がいまのところ2レベルの銀行制度に反対していることもあって、国立銀行内部に産業別の融資専門部を設けるところで終わっている。こうした組織内部の再編成が、さらにそれらの独立化ないしは他の銀行へのそれらの機能の移譲となるかどうかは、論議の煮詰り具合と信用経済の進展度に依存していよう。

これまで挙げた二つの機能の他に、国立銀行はいわば「政府の銀行」として、国家予算を管理するだけではなく、国民経済計画にしたがった中央投資配分の仕事も請け負っている。こうした機能は将来とも、国立銀行の手に大きく委ねられよう。

現在の国立銀行を頂点とする銀行制度は、厳密な意味での垂直的な関係であるというよりは、水平的分業関係をも取り入れた一元的管理の方式だといえる。すなわち、国立銀行が政府の意を受けて、各種の専門銀行を姉妹銀行として機能させ、国立銀行が果すべき仕事の一部を引き渡し、他方で自らは国家的に処理すべき問題を一手に引き受けるとともに、姉妹銀行とも同等な資格で企業にたいする融資の仕事を請け負うという具合になっている。その意味では、事実上、崩れた形の一元的管理だといえよう。したがって、国立銀行の課題領域の再編成とそれに伴う組織変更によって、2レベルないしは多レベルの銀行制度が、比較的容易に構築されるとも考えられる。つまり、制度改革のポイントはあくまで商業銀行の創設を容認するか否かである。

こうしてみると、2レベルの銀行制度をとった場合には、国立銀行はほぼ資本主義国にみられるような中央銀行機能を果すことになる。もちろん、その内容は信用経済の発展度によって異なってくる。第7表には今後予想される銀行制度のひとつの形態が、描かれている。そこでは第1レベルの発券銀行としての国立銀行は、企業と直接に融資関係を取り結ぶことはなく、その他の銀行・金融機関とだけ取引する。また、第2レベルの国

これまでみたように、80年代のハンガリーの戦略は明らかに国民経済の信用経済を帰結するものである。とすれば、一元的銀行制度の改変が、一連の改革の重要な環として日程に登ってきていることは、容易に理解できるところである。いま議論になっている中央銀行としての国立銀行の改組の中心論点は、その「発券銀行」機能と、企業との信用の授受を行う「信用銀行」機能を分離して、後者の機能を国立銀行以外の銀行に任せることができるか否か、またその場合にそれらの銀行が商業ベースに則した商業銀行活動を展開するのをどこまで容認するか、である。自立的な企業活動を展開させる上で、この投資金融上のハードさをどこまで（それも漸次的に）強めることができるかは、今次の経済改革の成否を決定する重要なポイントなのである。今年の改革は未だ包括的な改革を狙ったものではなく、国立銀行内部のそれぞれの機能の分化、効率化を促進する内容になっている。

まず、唯一の発券銀行として国立銀行がさらに有効かつ効率的にその機能を果すべき具体的な課題は、ひとつには伸縮的な金利政策によって景気調整をおこなうとともに、金利体系が企業の自主的な選択決定に影響を及ぼすことである。これは商業信用の再融資ないしは手形の再割引によって、実現することになる。これが有効に機能するためには、いま少し時間が必要と思われる。発券銀行機能の二つめの課題は、銀行準備率の規定や公開市場操作によって、貨幣量の調整を行うことである。この後者の課題はまだ先の課題である。その三つめの課題は、為替管理である。現在のところ、週単位の変動相場制の為替管理をとっているが、やがて西側との関係がより密接になってこれば、日ごとの変動相場制をとることが目標とされている。これらの機能を果すうえで、今後とも国立銀行は独占的な位置を有することに変わりはないが、その内容が信用経済により適したものに变化することが重要である。こうした変化がおきて初めて、金融政策が独自の意義をもってこよう。

ガリーは新たな経済改革の段階にはいったといえよう。こうした金融制度全体にわたる変革の頂点にたつのは、国立銀行の改組・改革問題である。いまハンガリーでは、この問題をめぐって議論が続けられている。

「経済管理改革が準備された時期において、つまり1968年にはすでに銀行制度のいっそう発展が取り上げられ、その再編成についても広範な議論が行われた。最終的には、1レベルの銀行制度に見解が落ち着いた。1レベルの銀行制度の主要な特徴は、全体利益と全国民経済の利益を代表し、ビジネスとして機能せず、広範なネットワークをもつ、独占的地位をもった唯一の銀行が、発券銀行機能の課題も信用銀行機能の課題も、ともに遂行することである<sup>(10)</sup>」。他の社会主義国と同様に、68年改革以後のハンガリーにおいても、投資金融が国立銀行の一元的管理下にあるのはいうまでもなく、短期資金の金融までも一元的な管理下にあったのである。

資本の流動化と効率的な配分は、はたして市場的調整を不可避にするのだろうか。つまり、投資金融の領域においても、国家計画の金融面での実現を国立銀行が一元的に制御する方式を止め、銀行システムを多様化し、商業ベースで機能する商業銀行の創出が必至であろうか。これを肯定的に受け止める立場が、2レベルの銀行制度の提唱であり、いまや1レベルか2レベルかの問題が金融制度改革をめぐる焦点になっている。

商業信用が発達していない社会主義経済では、政府の金融政策が独立した意義をもつことはない。なぜなら、投資決定にいたる企業の投資計画の事前調整・選択によって、国の投資資金の運用がすべて決定されるからである。トライ・アンド・エラーによる投資調整が排除されているので、高高若干の優先事業や融資枠の絞り方によって、投資計画を事前的に調整するだけである。商業手形の割引・再割引のシステムが存在しなかったので、プライム・レートの設定による貨幣量調節もなかったし、さらには公開市場操作の対象となる債券もなかった。つまり、一元的銀行制度は非信用経済下の典型的な銀行制度なのである。

な問題であった。その重大な決定が、企業間の商業信用の自由化、つまり商業信用の制度化である。今年の1月1日より、企業はその余剰資金を企業間の自由な協定にもとづいて、1年以内の短期信用に振り向けることができるようになった。商業信用供与の主要な形態は、商業手形の振出しである。銀行はその手形の割引や、債権保有企業にたいする融資という形態で、再融資することができるようになる。こうした短期の資金融資の合理化に伴ない、銀行口座における経常勘定信用が導入された。これは企業と銀行が一定の協定のもとに、当座口座における一時的な貸越しを認める制度である。これによっても、短期の商業信用が促進される。この措置に伴ない、短期信用の利率が新たに設定されることになった。

ここで注意しておくべきことは、これらの措置はあくまで短期の商業信用に限定されていることである。1年を超える中期・長期の投資金融は依然として国立銀行の独占的管理のもとにある。投資金融にかんする規制については、いまのところ大きな変更はないが、これは次節の金融制度全体の変革にかかわる問題である。

しかし、とにかく今次の改革によって、事実上信用供与における国立銀行の擬制的な「独占」的地位は崩れつつあるといえよう。それ以上に重要なのは、商業信用の解禁が経済全体に及ぼすインパクトである。いまのところ、企業自身がこうした制度化された信用に不慣れなために、大きな影響をもたらすことはないが、中期・長期でみた場合には、社会主義のもとでの商品・貨幣経済のいっそうの展開を帰結するだけでなく、社会主義経済の信用経済化をもたらすことになろう。すなわち、物財・サービスの領域だけでなく金融の領域にも、企業間の水平的関係を構築され、分権的管理がすすむことになろう。

### 3. 3 銀行制度改革の課題

80年代における公社債市場の開設、商業信用の自由化によって、ハン

なかで考察しなければならないのである。

### 3. 2 資本流動化政策と企業間信用の解禁

68年改革は、商品市場の導入によって企業間の水平的な経済関係を強め、商品・貨幣経済関係を利用して社会主義経済管理をすすめるようとするものであった。こうして物財・サービスの領域で分権的管理がすすめられたが、これとは反対に金融の領域では信用供与における国立銀行の独占的地位が確認された。このことを厳密に解釈するならば、ハンガリーにおいて企業に（短期・長期を問わず）信用を供与しうるのは、国立銀行とその管理のもとにある金融機関に限られる。つまり、企業どうしが資金を融通しあうことは、禁止されていたのである。

容易に想像できるように、企業間の商品売買を自由化しながら、他方で企業間の短期信用を制限することは、自己矛盾である。商品売買が存在すれば、売り掛けや買い掛け、前払い、商品信用などの企業間の短期信用が必然的に生じてくる。実際、こうした事態の処理のために、これまで30日以内の決済猶予が容認されてきた。もちろん、現実にはこれを超える短期の債権・債務が生じてきたことは、疑いのないところである。期日までに支払えない場合には、「隠蔽された信用」が生じることになる。「ソフトな予算制約」で活動している企業にとっては、これは「ソフトな信用」である。つまり、「制度化されない企業間信用」が存在してきたのである。制度化されていなければ、企業行動を有効に律するものにはならない。予算制約のソフト化はこうした面でも、顕著にみられるのである。実際、「ここ1~2年のあいだ、支払期限を超えたり支払いの順番を待つ企業や、決済されない支払い額が急激に増えている<sup>(9)</sup>」、といわれている。ハンガリーのような商品・貨幣関係の広範な利用を容認しているところでは、極めて自然な事態である。

こうした矛盾をどのように解決すべきかが、今次の改革のひとつの大き

しかしはたして、このように割り切れるものであろうか。

社債の導入に際して、ハンガリーではこの点にかんする議論がおこなわれた。つまり、社債発行が社会主義の分配原理や社会主義経済管理とどのように調和するのかわからないのか、である。とくに、資金運用による自己の活動にもとづかない所得の獲得が許されるのかどうか、が問題にされた。この点の明解な回答はない。上述の原則的説明や銀行利子と同じ性格であるという説明が、一般的に受け入れられているようである。

現在のところその規模が小さいので、それほど大きな問題をひき起こすとは思われないが、社会主義経済において個人の資金運用の道が開けた意味は大きい。なぜなら、「不足経済」下の社会主義経済では強制貯蓄や筆筒預金の規模は極めて大きく、これまで銀行に預けておく以外の資金運用の手段は、主として耐久消費財や家屋の転売による売買益の獲得であった。こうした闇ブローカー的方法に代わる資金運用の選択肢の存在は、その面での改善をもたらすであろう。他方、巨額の不労所得の発生を、どのように合理的に解決していくかは、これからの大問題である。この面での税制の整備は決定的にたち遅れている。全国的な統一的個人所得税の導入構想も、こうした問題に対処するひとつの方法と考えられているが、当分のあいだ住民の所得格差は広がっていくことは間違いない。現在のハンガリーの世論においても、また経済改革派の主張においても、労働ないし個人営業にもとづく所得格差の拡大についてはかなり肯定的な空気が強い。しかし、それは年収の数十倍にもなる不労所得を、そのまま非課税で容認するものではなく、近い将来において何らかの手がうたれるものと思われる。

公社債市場の出現が、その規模がいまだ小さいとはいえ、社会主義経済管理制度とりわけその金融制度に与える影響は極めて大きい。そのインパクトは、企業間信用の解禁、銀行制度の変革へと及んできている。まさにハンガリーは、1980年代にはいって、これまでの社会主義貨幣経済から信用経済への道を歩みつつある。今次の金融制度改革は、こうした文脈の

あるが、販売に半年もかかった。他方、年利11%の債券はまことに販売しやすいことがわかった（発売直後の数時間で売り切れた——引用者<sup>(8)</sup>）。84年から売りだされた個人向け社債の発行条件は、確定年利11%の7年償還ものがほとんどである。個人向け社債の起債総額はほぼ7億フォリントである。この社債購入資金の70%はOTP（国家貯蓄銀行）から引き出されたといわれている。OTPの総貯蓄額は2000億フォリントであるから、総貯蓄額を占める預金引出しの割合は、1%にも満たない0.25%である。

他方、企業向けの社債起債総額9億フォリントは、年間の投資総額の1%にも満たない。とくに企業向けのものは、パイプラインの設置やコンピュータサービスの優先的享受という付帯サービスに利点があり、いまのところ資金運用というよりは、共同利益事業にたいする共同出資という性格が強い。

債券の性格においても、個人向けのものは私人間での譲渡が自由になっており、また銀行窓口での売買も随意におこなわれる。これにたいして、企業向けのものは銀行を通してのみ売買が可能で、買いは売りがあったときにのみ可能になる。さらに、個人向けのものの利子所得は非課税であるが、企業向けのものには課税される。

個人向け社債の平均保有額はどれほどであろうか。協同組合小売企業「SKÁLA」の起債総額は1.36億フォリントで、およそ1200人の債券保有者がいる。したがって、1人当たり平均保有額は12万フォリントで、これは平均年収の2倍にあたる。ただし、ここでの個人の最高購入額は170万フォリントである。国家開発銀行の担当者のお話によれば、現在の個人の最高保有額は900万フォリントで、この人の場合、年間の利子収入が約100万フォリントになる。これは平均年収のほぼ16.5倍である。

いうまでもなく、社債は株式と違い、経営参加や資本保有には繋がらない。また、社債利子も会計上利益処分ではなく、広い意味での営業費用項目を構成する。したがって、株式とは本質的に異なるものとされている。

表 6 国家開発銀行の債券売買価格表 (1985 年 3 月 25 日現在)

債 券 名	年 利 (%)	利子払い期日	償還期日	発行総額 (百万 Ft)	購入価格 (額面にたいする百分率)	販売価格 (額面にたいする百分率)
A. 経営組織が購入できる債券						
COMPORGAN	14~15	3 月 31 日	1989~93	100	委託	100
SZUV	15	10 月 15 日	1990	55	委託	—
MKB-Vörös Csillag	12	12 月 10 日	1991	180	委託	100
Szegedi ált. telefon	11.5	3 月 31 日	1998	27	委託	100
ÁFB-OKGT gáz	11.5	3 月 31 日	1993	400	委託	100
Építőipari Ino. Alap	11.25	12 月 20 日	1990	50	委託	—
AGRIT	13	6 月 30 日	1992	100	—	100
B. 個人が購入できる債券						
Pest m. Ipar. Ker. V	11	3 月 31 日	1991	20	109.5	111.5
SKÁLA	11	5 月 31 日	1991	136	109.5	111.5
PIÉRT	11	6 月 30 日	1991	50	107.0	109.0
SOMGY Ker. V.	11	7 月 1 日	1991	25	106.0	108.0
Borsod Ipar. Ker. V	11	9 月 1 日	1988	30	106.0	108.0
KONZUM Áruház V.	11	9 月 30 日	1991	30	105.5	107.5
Pest m. Ruhá. Ker. V.	11	11 月 20 日	1991	20	103.5	105.5
Győr-Sopron Ruhá. V.	11	11 月 20 日	1991	15	102.0	104.0
AMFORA Ker. V.	11	11 月 30 日	1991	30	102.0	104.0
PANNONKER	11	12 月 10 日	1991	15	102.0	104.0
Bp. Harisnyagyár	11	12 月 10 日	1991	40	102.0	104.0
DOMUS	11	12 月 10 日	1990	20	101.5	103.5
CENTRUM Áruház V.	11	12 月 15 日	1991	50	102.0	104.0
Fehérvár Áruház	11	12 月 17 日	1990	30	101.5	103.5
Alföldi TŰZÉP	11	12 月 18 日	1989	39	101.5	103.5
Szolnoki Városi T.	11	12 月 20 日	1992	6.3	101.5	103.5
ARRABONA	11	1 月 15 日	1992	20	100.5	102.5
Vásárosnaményi gáz.	11	3 月 1 日	1992	10	99.0	101.0
Császári MGTSZ	10	3 月 15 日	1992	15	94.0	96.0
KUNEP	10	7 月 1 日	1989	30	100.0	102.0
Nagyrédei MGTSZ	9	3 月 1 日	1988	10	93.0	95.0
Lakossági gáz.	7.5~9		1992	79	82~88.0	84~
Kommunális Köt.	5.5~7		1988~89	32	88~99.0	91~101.0

(出所) *Magyar Hírlap*, 1985. március 25.

額面総額 16 億フォリントの公社債市場が存在するようになった。

「債券発行条件のたいする住民の需要の伸縮的变化は、次のところに現れている。初期にだされた 5.5~7% 利付きの 5, 6, 7 年償還ものの地方債は、宣伝を重ねて漸く売りつくすことができた。7.5~9% 利付きのガス債券は発行額の半分しか買い手をみつけることができなかった。9~10% 利付きの総額 3 千万フォリントの債券がすでに売りつくされたのは事実で



規制を適用される企業・協同組合で、その租税負担に未だ耐えられないものは、向こう3年間に限って、収入増分規制か中央収入規制を選択することができる。ただし、後者の採用選択は1年に限定されている。

こうして、今次の賃金規制の改訂は企業の効率的で厳しい賃金管理を要求しており、企業業績による差別化を十分に折込んだものになっている。この領域での企業決定の権限は飛躍的に高まったとあってよい。個人所得税に近似した収入税の導入や、企業の自主的決定権の拡大は、伝統的社会主義に固有のタリフ制度の存否を問うことになろう。

### 3. 金融制度改革と信用経済の展開

#### 3. 1 公社債市場の出現

1980年代にはいって、ハンガリーでは公社債の発行が行われるようになった。企業精神にもとづく自主的自立的な企業活動を促進しようとするハンガリーの指導者にとって、資本配分に市場を導入すべきか否かは、社会主義の伝統的理念とのジレンマをひき起こす、苦しい決断を迫る課題であった。資本市場の導入は社会主義の伝統的理念とはあい入れない。しかし、商品市場の導入だけでは効率的な資源配分ができないとすれば、遅かれ早かれ何らかの形態での資本市場の導入が必至であった。これは東欧社会主義全体についていえることであろう。ハンガリーは公社債市場の開設によって、これまでのタブーに一步踏み込んだのである。

まず、81年末にはいくつかの地方自治体が地方債を発行した。82年には国債が発行された。しかし、これらは極めて限定的な条件のもとで、実験的に発行されたものであった。法的な整備にもとづいて、一定の条件を満たした企業が自由に事業債を発行できるようになったのは、1983年1月1日からである。この年の3月に戦後初めての企業向けの社債が発行された。続いて翌84年からは、個人向けの社債発行も認可された。表6にみられるように、現在では企業向け個人的向けを合せて、およそ30種類

表 5 収入税の計算表 (収入増分規制の場合と中央収入規制の場合)

フルタイム従業員の平均収入の上昇率(先行年にたいする)	各上昇率区分の実額にたいする税率(%)
0~1	150 (200)
1~2	175 (225)
2~3	200 (250)
3~4	225 (300)
4~5	250 (350)
5~6	275 (400)
6~7	300 (450)
7~8	350 (450)
8~9	400 (450)
9~	450 (450)

(備考) 括弧内が中央規制の税率。

(出所) 文献 [13], 178~179. old. より作成。

た「収入増分規制」(keresetnövekmény szabályozás) が適用される。この規制では、先行年の平均収入にたいする当該年の平均収入の増加率が、規制対象となる。納めるべき収入税は、表 5 から計算される 1 人当たり税額 (平均収入×上昇率×税率で、区分ごとに計算し合計する) に、従業員数を掛けたものになる。ただし、パートの従業員は 0.5 人で計算される。

さらに、公共サービスを提供するような部門には、「中央収入規制」(központi keresetszabályozás) が適用される。ここでは非課税の賃上げが認められる。それを越えた上昇率にたいして、やはり累進的に課税されることになる。この場合、当該年の平均収入と対比されるのは、先行年の平均収入  $w$  ではなくて、それに 5.5% 付加したもの、つまり  $1.055w$  である。この水準を超える平均収入にたいしては、表 5 から計算される 1 人当たり税額に従業員数を掛けたものを、納めなければならない。パートの扱いは上に同じである。

以上の 3 方式が、今年より採用される収入規制である。それに伴ない、今次より賃金規制の名称は採用されなくなったのである。なお、収入水準

能性は、利潤および利潤利用にかかわる企業の諸決定、さらには賃金にかかる租税負担に依存することになる。

収入水準規制をとる場合、経過的な措置として、次のような収益性要因が補助的規制手段として採用される。それは収入の伸び率が付加価値の伸び率を超える場合、追加課税されることである。ただし、この場合でも、収入の伸び率が3%以下ならば、この追加課税は免除される。いま、従業員の収入総額を  $W$ 、付加価値を  $N$  で表わし、当該年を1、その先行年を0とすると、

$$\frac{N_1/W_1}{N_0/W_0} < 1$$

となる場合で、収入上昇率が3%以上のときに、追加課税される。課税のベースは、当該年に支払われた収入総額 ( $W_1$ ) と、前年の収入総額 ( $W_0$ ) に付加価値指数 ( $N_1/N_0$ ) を掛けた額との差額である。したがって、これは

$$(W_1/N_1 - W_0/N_0) \times N_1$$

に等しい。このベースにたいして、85年には150%、86年には75%の税率がかかる。87年にはこの経過的な補助的措置が廃止される。

この収入水準規制の適用を受ける経済主体は、収入規制下にある企業・協同組合のほぼ60%になる。これらの企業は、従来どおり、産業の小分類・細分類ごとに決定されるが、総じてこの方式を受ける産業では価格メカニズムや市場関係が企業行動を有効に規制するので、租税負担に耐えられる限りの賃金上昇を放任しても、それが価格に転嫁されて価格上昇のスパラルをひき起こさないと考えられている。その意味で、この規制方式は従来の方式に比べて、簡便かつ弾力的な規制になっている。いわば資本主義国にみられるものに近似している。

他方、賃金上昇が価格に容易に転嫁されうるような産業部門では、つまり市場関係が有効に企業行動を制御しない企業には、従来のものに類似し

されることになる。さらに、収益性水準の高い企業よりは、低い企業の方に大きな賃上げの可能性を与える。そこで、生産性の高い企業は、賃金引き上げを可能にするために、予備ファンドを多くとり、そこから賃上げ原資を捻出するという行動様式をとることを余儀なくされてきた。それゆえ、賃上げ指標の選択の問題とともに、「ベース原理」の再検討が大きな課題として浮上してきたのである。

表 4 収入税計算表 (収入水準規制の場合)

従業員の年収区分 (単位 1000 Ft)	収入税額 (先行区分の税総額+当該区分の税率)
～ 24	5%
24～ 36	1,200+10%
36～ 48	2,400+15%
48～ 60	4,200+20%
60～ 72	6,600+25%
72～ 84	9,600+30%
84～ 96	13,200+35%
96～120	17,400+40%
120～144	27,000+45%
144～	37,800+50%

(出所) 文献 [13], 173. old.

1985年の改訂はこれまでの「賃上げ指標」と「賃上げ係数」を媒介とする「ベース原理」による賃上げ方式を基本的に廃止した。したがって、従来の意味における「賃金水準規制」も「賃金総量規制」も廃止され、新しい規制方式が導入された。それが「収入水準規制」(keresetszabályozás)である。これは賃金だけでなく、賃金的性格をもったすべての従業員所得を対象とし、当該年の絶対水準に直接的に課税する方法である。事実上の所得税である。課税にあたっては、個々の年収に応じた累進税率(第4表参照)が設定され、企業がその統合利益ファンドから規定の税を納めることになる。したがって、この方式が適用される企業の賃上げの可

規制方式をめぐる論議の中心問題は二つである。ひとつは、企業の「賃金水準」を規制するかそれとも「賃金総量」を規制するか、という規制対象（賃上げ指標選択）の問題である。いまひとつは、この両者の方式とともに賃上げ原理として採用されてきた「ベース原理」の是非をめぐる問題である。今次の改訂はこうした賃金規制をめぐる問題に決着をつける意味をもっているので、まずそれぞれの問題の所在を検討してみよう。

1980年改訂の主要点は、前稿で詳しくみたように、「賃金総量規制」と呼ばれる方式を、主たる方式として採用することであった。これは賃上げ指標として付加価値をとる方式である。これによれば、企業の賃金ファンド総量の引き上げが付加価値の増加分に結びつけられ、例えば付加価値が10%伸びれば、これに賃上げ係数(0.3)を掛けた分(3%)だけ、非課税で賃金ファンド総量を増やすことができる。もちろん、これ以上の賃上げも可能であるが、その場合には、利潤分配ファンドから累進課税方式での「賃上げ税」を支払うことが義務づけられている。この方式は、企業内の余剰人員を掃き出させるための有効な方法と考えられてきた。なぜなら、人員を減らせば、結果的に1人当たりの賃金水準が上昇するからである。他方、いまひとつ有力な規制方式である「賃金水準規制」では、(賃金+利潤)を就業人員で割ったもの、つまり企業業績を加味した賃金水準が賃上げ指標としてとられる。これに賃上げ係数を掛けて、賃上げ水準を計算するのである。この方式は平均賃金水準より低い労働者の抱え込みを誘因する。なぜなら、そのことによって、平均水準以上の人々は、より高い賃金水準を獲得しうるからである。したがって、過剰労働力排出の観点から、1980年の賃金規制改訂は「賃金総量規制」への移行を決定したのである。

しかし、双方の規制方式は、ともに賃上げ指標の当該年の水準ではなく、その対前年度比を賃上げ計算の算定基礎としていた。これがいまひとつの問題である、いわゆる「ベース」原理による増分(上昇額, 上昇率)規制である。これによれば、一度達成された賃金水準は次年度以降も必ず保証

限り、タリフそのものが何の役にもたないばかりか、企業の弾力的な賃金管理の足かせになりかねないのである。事実、ハンガリーにおけるタリフ改訂は、68年改革以降、4度にわたっている（第3表参照）。ほぼ4年に一度の割である。ちなみに、東ドイツの現行のタリフはここ8年のあいだ改訂されていない。

表 3 68年改革以後のタリフ制度の変更

改訂の公示日	強制効力の発効期日	旧タリフの有効期間
1971年7月1日	1973年1月1日	5.5年
1977年1月1日	1979年3月31日	4年
1981年1月1日	1983年3月31日	3年
1984年1月1日	1986年12月31日	3.5年

(出所) Illés [16], 20. old. に最新の改訂を追加した。

ハンガリーにおける賃金規制システムは、68年改革以降頻繁に改訂されている。最近でも、1980年にかなり大幅な改訂がなされ、さらに1983年に再び本質的な方向転換がなされた。今次における賃金規制の改訂は、83年に実験的に試みられた方式を、一般的に採用しようという決定なのである。

ハンガリーにおける賃金規制の最も大きな課題は、規制が企業の効率的賃金・労働力管理へのインセンティブとして機能し、かつ経済計画に応じた購買力調整機能を有効に果すことである。ハンガリーにおいては、とくに前者の機能の有効性をめぐって規制方式の論議が進行し、頻繁な規制方式の改訂をみてきた。すなわち、業績による賃金形成の差別化の推進と企業内過剰労働力の排出によって、労働生産性の向上と労働力の合理的配分を達成するために、いかなる賃金規制方式をとるかが論議の焦点であった。財と労働力の双方に不足現象がみられる状況下で、経済の内包的発展を推進する戦略のひとつとして、余剰労働力を搾り出す減量経営が要求されてきたわけである。

重要な役割をもってきた。

伝統的社会主義の賃金管理は、極めて厳格なものであった。どこの社会主義国にも、全国的に決定される労働等級表とそれにもとづく産業別の基本賃率表（タリフ）が存在する。このタリフ制度は、伝統的社會主義の賃金管理の象徴のようなものである。この制度に従えば、ミクロの基本賃金が企業業績と切り離された形で、マクロ的に決定される。ここから、労働者の賃金格差が規定された以上に広がらないよう規制されると同時に、付加価値を創る限りにおいて、賃金が保証されるという構造が生まれてくる。基本賃金以外のミクロレベルで決定される賃金部分は極めて小さいので、マクロの賃金規制は比較的容易な課題になっていた。現在でも、集権的計画的システムをとる国では、タリフにもとづく賃金決定の占める位置は大きい。なぜなら、タリフ制度それ自体が、中央当局による賃金の直接的管理を意味するものであるからである。

すでに文献〔19〕で紹介したように、ハンガリーの賃金管理システムは、形式的にはタリフ制度にもとづくとはいえ、実質的には伝統的な直接管理をとっていない。ハンガリーのシステムはこの領域でも、間接制御方式をとっており、企業業績を反映する「賃上げ指標」（例えば付加価値）と「賃上げ係数」および「賃上げ税」の設定によって、賃金の上昇分（上昇率）を規制する方法をとっている。容易に想像できるように、こうしたハンガリーの増分規制は初めから持続的な賃金上昇を前提している。そのことは厳格なタリフ制度とあい入れないものである。なぜなら、タリフが有効に機能するためには、持続的な物価上昇や賃金上昇がないことが、ひとつの条件になっていた。実際、伝統的社會主義經濟では、生活必需品の価格を低く維持することによって、全般的な物価上昇を押さえ、名目的な賃金上昇を極力押さえることが目標とされてきた。安定的な賃金形成条件のもとで、厳しい賃金規制を適用できたわけである。持続的な賃金上昇を容認する經濟環境のもとでは、タリフに規定された賃率を頻繁に改訂しない

税がかかる。

資産税と収入税は、先の賃金税とともに、生産資源の効率的運用へと企業を促す意味をもっている。収入税は個々の労働者に支払われた年間収入ごとに税額が決定されるもので、いわば個人所得税のような内容をもっている。この詳しい内容は、項を改めて、労働者の収入規制の改訂として考察したい。他方、資産税の算定基礎は、企業の固定資産、流動資産、投資基金、金融債権などの総計である。この一般税率は10%であるが、産業部門ごとの差別化が大きく、5%、2%、0%に分かれている。平均してほぼ3%になるといわれている。

総じて、今次の企業所得規制は企業粗利潤にかかる実効税率を変更せずに、その内部構成や課税プロセスの改訂によって、企業の自立化を図ろうとするものであった。確かに、企業が決定しうる領域が拡張されたことは事実である。しかし他方、依然として企業利潤の課税水準は高いといえよう。このことは、企業の自己金融からみた投資決定自由度が、依然と同じ水準にあることを意味している。後にみるように、当面は企業間信用や銀行信用の自由化、公社債市場の展開によって、信用を基礎にした企業投資の推進を目指しているようにみえる。

### 2.3 賃金規制システムから収入規制システムへ

伝統的社会主義の経済管理においては、賃金管理は特別な位置を占めている。なぜなら、資本主義経済における搾取を揚棄するものとして、社会主義の賃金制度はその内実を実証しなければならなかったからである。したがって、伝統的社会主義の賃金支払い原理は、ひとつには純生産がおこなわれる限り企業の収益性とは無関係に全国的に規定された賃金を労働者に保証することであったし、いまひとつには同一労働には同一賃金を保証することであった。さらに、こうした社会主義経済原理を実現するだけでなく、国民経済のマクロの購買力を規制する方法としても、賃金管理は



処分利潤の水準に大きな変化はない。今回の課税プロセス変更の狙いは、固定設備や労働力の効率的管理へのインセンティブを組み込んだことにある。

さて、これまでの利潤規制システムでは、税引後利潤をどのように発展ファンドと分配ファンドに分けるかが、さらに厳しい課税方式で規制されていた。今回の最も大きなポイントが、この条件の緩和にある。

税引後利潤は、減価償却引当金、移転所得、社債償還引当金、有価証券資産、各種奨励金等々を組み入れた形で、統合利益ファンドを形成する。統合利益ファンドが、企業の可処分資金になる。ここから、投資へどれだけの資金を振り向け、また従業員の分配へどれだけの資金を振り向けるかは、企業の決定権に属する。投資にたいしては蓄積税が、分配利潤にたいしては賃金込みの総収入に収入税が、かかるようになっている。これらの税のほかに、企業資産にかかる資産税も、統合利益ファンドから支払うことになっている。

統合利益ファンドの狙いは、さまざまな目的をもった基金相互の融通性を図るとともに、例えば企業の資産保有の選択において、公社債などの金融資産を選択するか、それとも蓄積することによって実物資産を選択するかの決定を、企業に任せることにある。この場合、実物資産を選択したときには、蓄積税がかかるが、金融資産への転換には課税されない。このような形で投資調整を行いながら、企業の決定自由度を高めていこうというわけである。この点でとくに重要な点は、今年度より減価償却基金の中央集中化が廃止され、企業の統合利益ファンドに繰り入れられるようになったことである。これは企業の資産管理の責任と再投資を含めた投資決定における企業の主体性を、格段に強めるものになるろう。

蓄積税の一般税率は 18% である。公共性の強い運輸部門や最新設備購入で大蔵省の許可を得たもの等々には、免税措置がある。他方、保養施設、企業管理の構築物、文化施設などの耐久施設への支出には、50% の蓄積

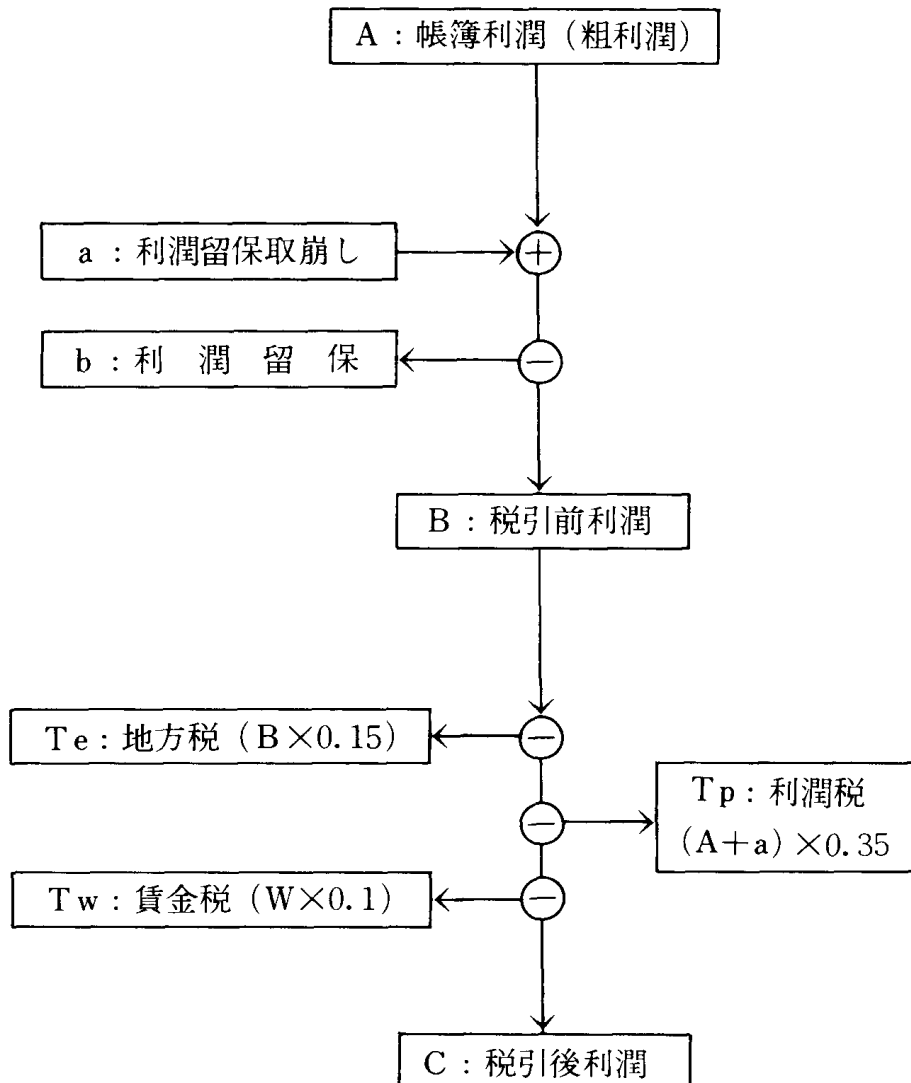


図 2 新しい利潤課税システム (1985 年 1 月 1 日より)

合利益ファンド形成を図式化してみよう。利潤課税のプロセスは、図 2 にみられる通りである。これまでのシステムとの違いは、利潤からの留保が粗利潤からなしうること、一般利潤税率が 45% から 35% へと切り下げられたこと、他方新しく賃金税が導入されて支払い賃金総額の 10% の税を徴収することである。利潤税率が切り下げられても、賃金税と後にみる資産税の新設によってほぼ相殺されるので、粗利潤から形成される企業の可

こうした税制改革は全体改革の一環であり、その意義もまた全体改革のなかで考察しなければならない。

## 2.2 企業所得規制の変更

企業利潤の規制を、ハンガリーでは所得規制 (jövedelem szabályozás) と呼んでいる。68年改革以降の利潤規制については、すでに文献〔19〕で詳しく紹介した。企業の自立と企業家精神の発揮をスローガンとする今次の改革では、この利潤規制システムにも大きな変更が加えられた。

1985年1月1日から施行され規制システムの最も重要なポイントは、1) 企業の内部資金の融通性増大を図った「統合利益ファンド」(egységes érdekeltségi alap) の設定であり、2) 資産税や賃金税・労働所得税や蓄積税の導入である。この二点に絞って、その内容をみてみよう。

これまで、ハンガリーのみならず多くの社会主義国における企業利潤の規制では、利潤から形成すべき種々のファンド（例えば、文化・福祉基金、生産拡大のための発展基金、剰余の分配としての分配ファンド等々）の形成割合は厳密に規定されており、かついったん形成されたファンド間での相互融通がほとんどできないようになっていた。このことは、資金運用において発揮できる企業決定の範囲が極めて狭いことを意味している。すなわち、剰余資金を、預金するかそれとも公社債の購入に向けるか、あるいは生産拡大にむけるか、それとも従業員の配分に向けるか等々について、企業が自らの意思で決定できる余地は、ほとんどなかったのである。しかし、後にみるように、1983年から開設された公社債市場や今年から開始化された企業間信用の自由化による信用経済の進展は、必然的にポートフォリオ選択を企業に強いてくる。こうした新しい状況に応じて、企業の利潤規制システムの変更も必要になってきたのである。

そこで、文献〔19〕(296ページ)で示したこれまでの利潤課税プロセスに対照させながら、今年度から適用されることになった課税プロセスと統

補助がある。5) 医薬品には 290% の補助ある。6) 乗客輸送の平均補助は 98% である。国民の基本的な生活水準維持のために必要な価格補助は今後とも、かなり長期にわたって存続するであろうが、それ以外の補助はさらに大幅に削減されるか、廃止されると予想される。

表 2 消費財グループごとの価格補助

単位 百万 Ft

消費財・サービスのグループ	1983 年の 実際値	1984 年 計画値	1984 年 予想値	1985 年 の計画値
1. 食料品	19,951	15,500	15,700	3,850
2. 食堂サービス	1,540	1,750	1,650	1,750
3. 衣料品	1,498	1,500	1,700	1,810
4. 工業製品 (合計)	20,956	17,550	16,950	18,320
家具製品	174	160	180	200
文化製品	123	140	150	170
燃料	12,213	7,950	7,420	7,950
医薬品	8,445	9,300	9,200	10,000
5. 小売取引小計 (1—4)	43,945	36,300	36,000	32,530
6. 乗客輸送	13,080	10,850	9,760	5,320
7. その他のサービス	9,930	7,190	6,240	5,850
8. サービス小計 (6, 7)	23,010	18,040	16,000	11,170
9. 分類不能	2	—	—	—
10. 予備	—	-1,340	—	—
11. 総計 (5・8・9・10)	66,957	53,000	52,000	43,700

(出所) 大蔵省 (Pénzügyminisztérium) の内部資料から作成。

こうした取引税制度の改変は、明らかに、伝統的社会主義のもとで機能してきた制度とは異なる制度の構築をめざすものである。先にも触れたように、ハンガリーではさらに抜本的な税制改革を準備しており、当面の研究課題として EC 型の付加価値税の導入を構想している。そのために、オーストリアの税制研究が盛んにおこなわれており、今後この制度導入をめぐって本格的な議論が展開されるものと思われる。

導入された。これは奢侈品のみにさらに課される税で、その平均税率はおよそ30%である。自動車やアルコール類のように従量税のものもある。従価税の計算は、消費者取引税と同じ方法になる。

表1 消費財グループごとの取引税と消費税

単位 百万 Ft

消費財・サービスのグループ	1983年 の実際値	1984年 計画値	1984年 予想値	1985年の計画値 取引税	消費税	合計
1. 食料品	4,466	4,350	4,150	4,000	—	4,000
2. 奢侈品	35,934	39,450	39,150	27,900	11,800	39,700
3. 食堂サービス	220	200	150	150	—	150
4. 衣料品	9,506	9,400	9,750	9,950	—	9,950
5. 工業製品(合計)	31,428	32,200	33,400	17,700	17,700	35,400
鉄・技術製品	10,228	11,000	11,200	9,850	2,150	12,000
化学製品	16,207	16,150	16,800	2,150	15,350	17,500
家具製品	1,513	1,560	1,650	1,760	—	1,760
文化製品	2,520	2,440	2,800	2,950	200	3,150
燃料	161	150	150	170	—	170
医薬品	91	100	50	50	—	50
その他の製品	708	800	750	770	—	770
6. 小売取引小計(1—5)	81,554	85,600	86,600	59,700	29,500	89,200
7. サービス	851	1,950	450	450	—	450
8. 分類不能	181	120	250	250	—	250
9. 予備	—	530	—	800	—	800
10. 総計(6—9)	82,586	88,200	87,300	61,200	29,500	90,700

(出所) 大蔵省(Pénzügyminisztérium)の内部資料から作成。

取引税と価格補助の現状は別表の通りである。ここ数年のうちに、価格補助を1983年実績のほぼ半分に削減することが決められている。ちなみに、1985年3月1日現在における価格補助の主要なものを挙げてみると次のようになっている。1) 食料品では基礎的なものだけに補助がなされており、肉類は22%、乳製品は19%(うち牛乳は29%、バターは67%、チーズは39%)である。2) 食堂については、3・4級レストランに10%の補助が、企業内食堂に20%の補助がなされている。3) 子供用の製品には平均で50%の補助がある。4) 家庭用エネルギーには、平均で152%の

とづいて決定されるのにたいし、消費者価格は個々の製品の使用価値を考慮した取引税率の設定によって決定されていた。人為的に設定される税率は、製品の差別化や大量の新製品によって、ますます価値にもとづく価格形成を歪めるものになっていた。したがって、1968年改革はまた、こうした不合理を克服することを、ひとつの課題にしていたわけである。

1968年改革前後には、数千の取引税率が存在していた。例えば、69年には衣料品の税率は857から201へと削減されたが、それでもたいへんな数の税率が残存していたことになる。以後の努力は、できる限り税率の数を減らし、単純明瞭な税率体系を構築することに向けられた。79/80年改革では11%の税率が標準税率として公言されたが、例えば工業製品における税率がその年にやっと219から80にまで減らされたように、その実現にほど遠い状態であった。他方、価格補助については、税率体系の簡素化への緩慢な移行に比べて、いち早く1980年には税収の方がプラスに転じたのである。

こうした状況のなかで準備された今次の取引税制度改革の目標は、1) 消費者価格と生産者価格との並行的運動・相互作用の強化、2) 優遇・非優遇措置の簡明化、3) 取引税制度の中立化、であった。この最後の点は、恣意的な税率設定と社会政策の混入を排して、取引税制度が価格形成機能を十全に果すように保証することを意味している。

これらの目標から導かれた具体的な措置として、本年度から、1) 税率体系の標準化、2) それに伴う消費税の導入、3) 補助削減目標の設定、がおこなわれた。

本年1月1日より、基本的に四つの税率に取引税体系がまとめられた。すなわち、0%の優遇措置、11%の標準税率、22%の非優遇税率、30%の奢侈品税率である。若干の例外は2—3年をとおして調整されることになっている。この標準化措置によって奢侈品税率がこれまでより大幅に低下するのに伴ない、これを埋め合わせる目的で、新たな税として消費税が

がって卸売りと小売りの線引きの問題である。1984年における取引税収入のおよそ62%が、卸売り業者によって支払われている。つまり、場合によっては、生産者や小売業者や輸出入業者が支払っているのである。例えば、生産者や輸出入業者が住民ないし小売業者に直接販売する場合、小売業者が家庭農園などの課税前の生産物を仕入れたりする場合がそれである。さらに、二重課税を防ぐ意味での免税措置や税還付などの問題もある。免税措置がとられるのは、輸出財・中古品・製品屑・国家備蓄財などである。また、還付がおこなわれるのは、輸出に転換する場合、返品の場合、すでに税を支払ったものをさらに加工する場合などである。

こうした線引き、免税、還付の実際の手続きは、簡単明瞭なものではなく、常に曖昧さが伴っている。その意味で、EC型付加価値税の導入構想は、こうした曖昧さを除去したいという考えにも、もとづいているかもしれない。

次に、取引税制度に内在する問題を見てみよう。

この問題はさらに二つの問題に分けられる。一つの問題は、ひとつの制度にさまざまな政策要求をもたせることから生じる矛盾である。いま一つの問題は、伝統的社會主義の価格形成原理から生じる矛盾である。前者は主として価格補助に関連しており、後者は膨大な税率の存在に関連している。

1980年にいたるまで、ハンガリーの取引税収入は赤字、すなわち収入より補助の方が大きかった。これは通俗的には、社會主義のもとでの「食管赤字」と呼ばれている状態である。つまり、伝統的社會主義經濟では、多くの生活必需品に価格補助を与えることによって、この制度を社會政策的に利用してきた。そしてこのことは、取引税制度から社会的労働支出を反映する合理的な価格形成機能を、奪いとる結果になった。他方、価格形成原理も、そうした政策的利用を許容するような基礎にもとづいていた。すなわち、68年改革以前のハンガリーでは、生産者価格が労働支出にも

$$[ \{ 1 - (x+y) \} - t(1-y) ] C = A$$

これを変形して、先の関係式が得られる。

例えば、いま  $A=340Ft$ ,  $x=6.5\%$ ,  $y=8.0\%$ ,  $t=11.0\%$  とし、上の式から消費者価格を計算して、それぞれの価格形成要素を算定すると、

$$\text{消費者価格} = 450Ft$$

$$\text{小売マージン} = 36Ft$$

$$\text{消費者取引税} = 45Ft$$

$$\text{卸売マージン} = 29Ft$$

となる。

他方、負の取引税である消費者価格補助の計算も、これと同じように求めることができる。税率と同様に、補助率も卸売り価格にたいするパーセンテージで与えられる。したがって、先の式の  $t$  に代えて、補助率にマイナス符号を付したものを置き代えてやればよい。

例えば、生産者価格 ( $A$ ) =  $300Ft$ , 卸売マージン ( $x$ ) =  $7\%$ , 小売マージン ( $y$ ) =  $8\%$ , 価格補助率 =  $20\%$ , とすれば、

$$\text{消費者価格 (C)} = 300 \times \frac{1}{0.85 + 0.184}$$

によって、消費者価格が  $290Ft$  に決まる。したがって、

$$+ \text{卸売マージン} = 20.3Ft$$

$$- \text{価格補助} = -53.4Ft$$

$$+ \text{小売マージン} = 23.1Ft$$

となる。

さて、このように決定される消費者取引税制度は、これまでどんな問題を抱えていたのだろうか。そのひとつは、課税技術上の問題であり、いまひとつはこの制度そのものに内在する本質的な問題である。

まず課税技術上の問題からみてみよう。

これは資本主義経済における場合と同じように、課税主体の確定、した



費に入る小売りの一步手前の卸売りの段階で一度だけ課税するものである。税の名称と内容が異なるのは、税率と税計算の複雑さのために、小売段階の課税が不可能だからである。しかし、大蔵省当局の意向は、税負担をできるだけ最終消費局面に移行させることにあり、今回の改変の意図も EC 型付加価値税構想も、そのような意向にそうものである。

$$\begin{array}{ll}
 \text{生産者価格 (A)} & \\
 + \text{卸売マージン (X=x}\cdot\text{C)} & x: \text{卸売マージン率} \\
 + \text{消費者取引税 (T=t}\cdot\text{B)} & t: \text{取引税率} \\
 \text{卸売価格 (B)} & \\
 + \text{小売マージン (Y=y}\cdot\text{C)} & y: \text{小売マージン率} \\
 \text{消費者価格 (C)} &
 \end{array}$$

図 1 生産者価格と消費者価格との関係

課税の具体的方法は、社会主義の価格形成の原理にもとづいているので、まずその理解から出発しなければならない。図 1 で示されているように、消費者価格を構成する諸要素を下から、つまり生産者価格から積み上げていっても、消費者価格がはじき出せないようになっている。すなわち、消費者価格から逆算するように価格形成要素（マージン、取引税）が組み立てられるので、生産者価格と消費者価格の関係は単純なものではない。

図 1 の関係にもとづいて、生産者価格と消費者価格の関係を導くと、次のようになる。

$$C = A \times \frac{1}{\{1 - (x + y)\} - (1 - y) \cdot t}$$

この関係式は、次のような変形によって求めることができる。

$$C = A + xC + tB + yC$$

$$\{1 - (x + y)\}C = A + tB$$

ここで、 $B = C - yC$  を代入すると、

$$\{1 - (x + y)\}C = A + t(1 - y)C$$

## 2. 経済メカニズムの改革

### 2.1 消費者取引税制度の改変

市場価格形態のウェイトを高め、競争的価格形成を推進するという68年改革以降の価格政策の方向に、大きな変化はない。今次の価格規制メカニズム改革のポイントは、消費者価格形成に重要な位置を占めている消費者取引税の改変である。そこで、これに焦点を当てて、改変の意味を探ってみよう。

伝統的社會主義經濟における消費者取引税の制度は、価格安定化を図る価格政策のひとつとして、また消費動向にたいする社會の優遇・非優遇措置の表現として、さらには生活必需品価格を低く押さえるという社會政策措置として、重要な働きをしてきた。この制度は、厳密には、消費者取引税と負の取引税である消費者価格補助の2本の柱からなっている。ハンガリーにおける取引税制度は、1968年改革を契機に制度変革に着手され、さらに1979-80年改革でも改訂が加えられたが、2本の柱を中心とする制度は変わることがなかった。しかし、1980年を境に、消費者取引税の内容に変化が生じてきており、その変化の方向が1985年改革によって決定的なものになった。さらに、本年から導入された消費税は、従来の取引税制度にいまひとつの租税要素を付加するものでしかないが、現在検討されているEC型付加価値税制度の導入構想を考えあわせると、その意味を無視することはできない。

まず、社會主義經濟に共通して存在する消費者取引税とは、いったいどんな税制度であろうか。そのことの認識なしで、議論を進めることはできない。

日本における大型間接税導入をめぐる論議との関係で消費者取引税制度をみてみると、現在のハンガリーの消費者取引税にかんする限り、實質的には卸売段階課税（卸売売上げ税）である。これはその名の通り、最終消

- 1) 企業家精神をもった企業行動の展開。
- 2) 規制された市場の役割と領域の拡大。生産構造の改変のために、労働力や諸手段（とりわけ金融手段）のいっそうの流動化を必要とする。
- 3) 生産性のもとづく差別化、選別の現実的可能性を与えるような措置・手段の作成、およびその持続的な作用の保証。

以上のような課題の実現のためには、次のような経済メカニズムが必要になる。

- 1) 中央管理と規制された市場の積極的な役割とを有機的に結合するメカニズム。
- 2) 企業の経済的自立，主導性，責任性を強め，企業の利害と社会の利害との調和を促進するメカニズム。
- 3) 商品・貨幣関係や，その関係のカテゴリーである貨幣，信用，価格，平価，収益性，利潤に，よりアクティブな役割をもたらすようなメカニズム。
- 4) 国内市場と国外市場とのより直接的な関連を創り出し，国際分業の利点の利用を促進するメカニズム」（「資料」の「まえがき」より抜粋）。

以上のような政治委員会での改革作業の承認を経て，さらに具体的な作業と具体的提案の準備作業が進められた。作業の枠組と課題の分担をまとめた報告がこの「資料」で，これとほぼ同じ内容のものが1983年11月10日の閣僚会議に付託され，承認された。そこでは報告にもとづいて，具体的提案を作成する七つの作業委員会とその課題・分担が承認され，1984年1月下旬の国家計画委員会までに具体的提案を準備することが決定された。

以上のような準備作業にもとづいて1984年4月の中央委員会決定がなされ，本年からの経済改革が始まったのである。なお，本稿巻末にはこの七つの作業委員会の課題・主査・問題別担当の一覧表を添付した。

企業形態が特徴的なものとして残存しており、小中規模の企業数はとるに足りないものである

3) 規制された市場メカニズム機能の弱点が、国家政策的措置の実現にともなう企業の「期待」と金銭的な差別化によって、企業行動を「統制する」という状況に拍車をかけている。このことが、企業の自立と利潤感応性を弱めている。

4) 企業も住民も、規制された市場メカニズムの貫徹が、企業利潤や賃金の差別化をもたらすことに準備できていなかったし、またそのための条件として、企業や住民が品質の改善に関心をもつことが必要になる。

2. 効率的な経営を促進する政府の管理，自立的・企業家的精神をもった企業経営の条件を創出し，これによって競争力と生産性を改善し，生産構造の近代化を速めることが必要になる。しかし，ここ数年の経済政策の選択幅は大きくなく，この所与の限界のもとに経営条件と経済メカニズムの改善をおこない，対外支払能力の維持と経済効率性の増進を調和できるようにしなくてはならない。わが経済の生産力が急速に上昇し，世界経済が好況へと展開しない限り，大幅な経済成長と国内消費の上昇は，期待できない。

3. 経済管理の発展は，経済・社会政策的要求から出発して，管理制度全体に及んでいる。すなわち，計画・経済規制・組織制度・決定システムの調和的で包括的かつ漸進的な完成と，人的要因の役割のいっそうの展開にわたっている。内包的な経済発展のために，この課題の解決が必要になる。

4. 経済管理の改善の基本的目標は，経済の所得創出力の増進であり，共同所有による効率的な経営の促進であり，これにもとづく中進的発展水準からの前進である。その具体的課題は，次の三つの方向にグループ化できる。

賃金規制の改訂，それにもかかわる第七点の個人所得税の導入，第八点の企業間信用の解禁である。本稿における経済メカニズムの改革をめぐる論点も，ここにある。

## 1.2 準備過程の概観

前節の中央委員会決定にもとづき，今年からの経済改革が公式にスタートした。この決定にいたるおよそ3年のあいだ，ハンガリーでは今次の改革構想が議論されてきた。今年からの経済改革の具体的内容を検討する前に，この準備作業の枠組を概観しておこう。

筆者は今次の改革構想をまとめた報告書を入手している。これは『経済管理システム改善の主要方向と作業プログラム』(A gazdaságirányítási rendszer továbbfejlesztésének fő irányai és munkaprogramja, Budapest, 1983, november)と題する内部資料(以下「資料」と略称)である。この「資料」によれば，改善作業の第1期の報告は1982年5月の国家計画委員会(Állami Tervbizottság)に提出され，それから本格的な作業が始まったとされている。この作業は国家計画委員会のもとに作られた経済管理調整委員会(Gazdaságirányítási Egyeztető Bizottság)が統括する形で進められた。この調整委員会でまとめられた報告は，労働者党中央委員会の経済作業グループの検討を経て，1983年9月13日の労働者党政治委員会(政治局会議)の討議に付された。この政治委員会では，経済管理システムの機能と課題について，次のような評価が下されたという。

「1. 近年に明瞭になりつつある管理システムおよびその実際上の短所と弱点は，以下の通りである。

- 1) 需給関係の適切な調整に成功しておらず，引き続き「売り手市場」が貫徹している。このことが市場・費用に感応したり，需要構造の変化に反応する企業行動の形成を妨げている。
- 2) 統一的な経済競争の組織的条件が整備されていない。集中化された

内需給の均衡をもたらすように保証しなければならないこと、四つには政府の活動が種々の政策手段を用いて、企業間の経済競争の展開を促進すること、五つには発券銀行機能と商業銀行機能を分離するように銀行制度を改変しなければならないこと、六つには企業に権限を委譲し、新たな企業管理制度を導入すること、七つには協同組合内部のメカニズムを改善して、組合運動を展開させることである。

以上の7点のうち、今次の経済改革に固有でかつ重大な課題は、第五点と第六点である。本稿ではこのうち銀行制度の改革を取り上げる。

第四部では、9点にわたって課題が提起されている。一つには経済規制システムが企業の研究開発から販売にいたる過程に系統的な利害関心を与えるように改善すること、二つには輸出促進のために輸出規制を簡明なものにし、かつ輸入にかんする付帯条件を緩和すること、三つには価格が社会的支出を反映し、生産者・消費者の効率的な経済行動を促進するように価格体系・メカニズムを構築すること、四つには企業の所得・利潤が実際の企業成果にもとづいて形成されるように、所得規制システムを改善すること、五つには企業の賃金・労働力管理が弾力的で企業成果と結びつくように、労働者の賃金・収入規制システムを改善すること、六つには企業成果に結びついた所得分配がこれまで以上にさまざまな利害を差別化することになるので、あい異なる利害を調整するようなシステムが必要となること、七つには個人所得規制の主要な手段は租税であり、周到な準備を踏まえて累進的な個人所得税を導入すること、八つには企業の効率的経営と速やかな発展を促進するために、企業間の生産手段・資金の再配分を奨励すること、九つには地域の発展のために、市町村の経済的な自立を増進することである。

本年になって、以上の9点のすべてについての具体的な方策が示されてきているが、なかでも重要なのは、第三点の消費者価格形成にかかわる消費者取引税制度の改変、第四点の企業所得規制の変更、第五点の労働者の

中央委員会決定は、五つの部分から構成されている。

その第一部では、戦後の改革の歴史が概観され、とりわけ今次の改革が68年改革の路線にあることが強調されている。「1968年以降に機能している経済管理システムが、生産手段の社会主義的所有のもとで、国民経済の中央管理を社会主義経済に現存する商品・貨幣関係と有機的に関係づけていることを、中央委員会は確認する。経済的手段による規制、市場関係の発展は、国民経済計画目標の達成に十分に寄与している。企業の自立と利害関心の促進は、新たなそして重要な活力を生みだしてきている。……わが経済管理システムは実践的に確証されており、その機能が十分に実りあることは証明されているところである<sup>(6)</sup>」。みられるように、商品・貨幣関係の十全な利用をテーゼとする68年改革の路線が、確認されているのである。

第二部では経済構造変革の戦略的目標が示されている。生産構造の近代化のためには、以下の諸点を速やかに達成することが必要だとされている。すなわち、「まず第一にエレクトロニクス、とりわけマイクロエレクトロニクスとコンピュータの広範な利用、それに即した対内的ならびに対外的な協力関係の強化であり、第二に農業生化学の潜在力の活用、それに関連した工業生産・サービス・研究発展と技術の普及であり、第三に頭脳的な産物の輸出を促進するサービスの発展、輸出価格を高めるシステム・技術やそれに関連したサービス発展である<sup>(7)</sup>」。

第三部と第四部が中央委員会決定の主要部分であり、前者においては組織上の改革課題が、そして後者においては経済メカニズムの改革課題が展開されている。

まず第三部では、7点にわたって課題が提起されている。一つには社会主義国家としての経済管理機能の効率的運用が、二つには国民経済計画化の課題が将来においても、経済発展の戦略目標の設定、国民経済過程の調和、実行手段の決定であることが確認され、三つには規制された市場が国

の改革に固有なものはとくにないといえよう。第二次経済改革の目玉は、企業の自立と、効率的な国民経済運営・企業運営を可能にする抜本的な経済組織・メカニズムの改善である。

第二点の企業の自立をめぐる課題については最も詳しく報告されており、企業に大幅に権限を委譲することが、「国家の意図を弱めることになり、集团的利害関心が好ましくない影響をもたらすことにならないかどうか<sup>(4)</sup>」という問題提起にそって、議論されている。後にみるように、この点にかんする組織上の決定は、二つの企業運営・指導形態の導入にまとめられる。そのひとつは大・中規模企業における企業評議会の設置であり、いまひとつは小企業における企業長の選挙制度の導入である。ただし、「国家行政管理のもとにある企業においては、これまでの慣行に比べて変化はない。それらのほとんどは、公共サービスの観点および、地域共同体や政府のその他の観点からみて、この企業グループに入れられるものである<sup>(5)</sup>」。

こうした企業運営の民主化にかかわる組織上の改革ほどには詳しくは触れられていないが、それ以上に国民経済にたいするインパクトが大きいのは企業間の生産手段の移転の自由化と、企業間信用の自由化の促進である。これは第三点ともかかわる問題であるが、企業の自立化を促す経済的自由の促進にかかわる重要な決定である。

第三点の経済メカニズムの改善にかかわる課題は、企業の自立化に次いで詳細に報告されているが、その現実的インパクトは組織上の改変以上に大きいものがある。すなわち、今次の改革は経済の全領域にわたる大改革であり、ハヴェシの報告ではさらりと触れられてはいるが、社会主義概念の再検討を要求するほどの内容をもつものである。とくに、金融制度改革、消費者取引税制度の抜本的改革、賃金制度の改革などは、伝統的社会主義の理念の再検討を要求するものである。本稿の主たる課題もまた、この点の究明にある。



16年間の信頼しうる経験がある。すでに明瞭なように、1966年の中央委員会決定で定式化された構想が、全体として、正しくかつ現実的なものであった<sup>(1)</sup>」。大筋として、68年改革以後のハンガリーの経済管理制度が社会主義のもとでの商品・貨幣関係を利用したシステムを追求してきたし、また今後ともこの方向に向って改革を進めなければならないことが強調されているのである。いまやハンガリーでは、経済改革派が主流の位置を占めている。ハヴァシの報告も、また中央委員会決定も、そのことを確認する意味でこれまでの改革の歴史を総括している。

ハヴァシは今次の経済管理制度の発展にかかわる最も重要な論点として、次の3点を挙げている。「第一は中央管理・政府の作業の強化と効率性の改善であり、第二は企業自立の増進、企業家精神にもとづく企業行動への条件づくり、第三は政府の作業と企業経営の効率性の改善をともに実現する、制度上・組織上・規制手段上の改善である<sup>(2)</sup>」。

この第一点は国民経済計画作成の信頼性と効率性の向上を指摘したものであって、中央の直接的企業管理の強化を問題にしたものではない。つまり、ハンガリーにとっては、80年代後半は対外均衡と対内均衡とに配慮しながら、慎重に経済成長政策をとっていかなければならない。したがって、ハンガリーをめぐる対外環境の変化を正確かつ迅速に読み取り、これに対処しうるように技術上の革新や産業構造の改善、あるいは経営上の革新や国内の利害調整を進めていかなければならない。そのためにも、計画策定のシステムや経済見通しの信頼性を格段に高める必要があるわけである。したがって、「政府の経済管理の強化は企業の自律性の増進と対立するものではない。社会主義国家は国民経済計画にもとづいて——例えば、貨幣・財政政策手段や銀行制度や市場監視の枠組をとおして——将来においても、社会主義商品経済を掌中に収め規制するであろう<sup>(3)</sup>」。

以上の第一点にかんするハヴァシの説明は、その他の2点の説明に比べて簡潔なもので、一般的な強調に終わっている。つまり、この点では今次

が出現している。

68年改革は、1966年の労働者党中央委員会決定にもとづいて、2年の準備期間をおいて慎重に実施された大改革であった。今次の改革もまた、79/80年価格改革以降の80年代前半における種々の部分的な改革の経験を踏まえつつ、ほぼ3年の研究と議論にもとづいて準備され、今年を初年とし、今後数年にわたって継続的に実行される大改革である。68年改革に匹敵する、いやそれを凌駕する内容をもつ改革である。したがって、68年改革を第一次経済改革と呼ぶとすれば、今次の改革は第二次経済改革と呼ぶことができよう。

すでに、昨年4月17日のハンガリー労働者党中央委員会で今次の改革の大筋が決定されている。本稿では、この中央委員会決定および決定に向けて準備された作業報告、本年の経済規制制度の変更を公示した官報、本年3月の労働者党第13回党大会決定、あるいは筆者が入手した内部資料や個人的なインタビュー記録にもとづいて、80年代後半に展開されるハンガリーの第二次経済改革の全容を明らかにしたい。

なお、すでに筆者は文献〔20〕において、今次の改革の概要を明らかにしている。本稿では、改革の各論をやや詳細に追跡することになるので、読者にあっては予備的知識としてこれを参照されたい。また、筆者は文献〔18〕で79/80年価格改革の内容を明らかにし、68年から80年にいたるまでの賃金規制制度の変遷についても、文献〔19〕で詳細にしている。併せて参照されたい。

## 1. 経済管理システムの改革課題

### 1.1 1984年4月17日中央委員会決定

経済管理のいっそうの発展を課題とした昨年4月のハンガリー労働者党中央委員会において、報告に立ったハヴァシ (Havasi Ferenc) 政治局員は、次のように述べている。「経済管理システムの機能については、過去

# ハンガリーにおける第二次経済改革

盛田 常夫

はじめに

1985年1月1日より、ハンガリーの経済規制制度に大きな変更が加えられた。1968年の経済改革以降、ハンガリーの経済管理システムは間接制御ないしパラメータ制御と呼ばれる方式をとっている。これは中央計画当局が物財バランスを作成し、それにもとづいて生産課題を産業省、企業へとブレイクダウンする直接制御とは異なり、経済領域の特性に応じて一定の経済指標ないしパラメータを設定し、それらの操作を通して企業行動を間接的に規制していこうとするものである。価格、税率、収益性指標、融資枠、貸出し利率、為替レートなどが、その主な規制手段になる。

68年改革以後、それぞれの規制手段の内容には、時々の経済環境に応じた政策を加味するように、一定の変更が加えられてきた。例えば、価格については、市場価格形態をとる生産物の割合を高める方向に進められてきたし、1979/80年には競争価格形成をいっそう強める目的で、さらにこの方向に拍車がかけられた。また、消費者取引税制度についても、後に見るように、その価格形成機能を強めるために、単純化の方向に改訂が積み重ねられてきた。さらに、賃金規制は他のどの規制手段よりも、頻繁にその内容が変更されてきた。すでに、為替レートの一本化と週単位の変動相場制は、1981年10月より開始されている。1983年からは、公社債市場

---

\* 本稿は本年3月の外務省東欧調査旅行にもとづく研究の一部である。調査にご協力いただいた在外公館の館員の方々、並びにインタビューに快く応じられたハンガリーの政府高官および研究者の方々に、この誌面を借りて感謝する次第である。